

作業道作設部門の資格取得のご案内

作業道作設士

一般社団法人
日本森林技術協会

林業技士制度は、昭和53年に発足した森林・林業に関する専門的技術者の資格認定・登録制度で、今までに1万3千人を超える有資格者が登録され、全国各地の様々な分野で森林・林業技術指導面のリーダーとして活躍されています。

現在、国・都道府県等からの森林・林業関係の発注事業においては入札参加資格要件等で専門技術者の配置が要件とされ、林業技士が規定されている場合もあります。また、これまでの一般競争入札のほか、総合評価落札方式等が導入される中で、配置予定技術者の保有する資格や事業に係る技術提案が求められており、今後、ますます、受注側や発注側において技術提案能力や審査能力の向上が必要とされています。

このように、林業技術者については、新たな時代に必要な技術力を身につけることが欠かせないものとなっており、多くの皆様方が、林業技士の資格を取得して頂くようご案内申し上げます。

○ 林業技士制度とは

林業技士制度では、養成研修及び資格要件審査により資格認定を行なっています。

このうち、資格要件審査では「森林土木部門」及び「作業道作設部門」で行っており、相当の知識・技術を有する者について認定しています。

林業技士の資格は、養成研修または資格要件審査を経て資格試験に合格し、登録の申請を行い、林業技士登録者名簿に登録されるとともに、林業技士登録証（技士証）の交付を受けることによって正式に付与されます。このうち作業道作設部門にあつては「作業道作設士」としての称号も付与されます。

なお、資格取得後も森林・林業・木材産業に係る技術・知識の研鑽を行い、林業技士としての技術・知識の維持・向上に努めて頂くことを目的として、5年ごとの登録更新制度を実施しています。

○ 資格要件審査による認定の申し込み手続き (作業道作設部門)

1 目的

資格要件審査は、「森林土木」、「作業道作設」の2部門があり、このうち「作業道作設」部門については、筆記試験による審査を行い、林業技士の登録資格を判定することを目的として行います。

2 申請資格

作業道作設部門の申請資格は、次のいずれかに該当する者であって、作業道の作設に関する業務の実務経験が5年以上あり、おおむね20km以上の作設経験を有する者、とします。

- ① 「林業経営」部門の有資格者
- ② 「森林作業道作設オペレーター一育成対策事業」(林野庁補助事業)の指導者研修の受講者(平成22年度上級・中級研修及び平成23~25年度指導者研修の修了者)であって、林業技士養成研修の受講資格である次の表の経験年数と同等の森林・林業関係の経験年数を有する者

学歴	経験年数	
	林業関係学科卒業後	林業関係学科以外卒業後
大学院	5年以上	10年以上
大学	7年以上	10年以上
短期大学	10年以上	12年以上
林野庁養成研修専攻科	10年以上	
高等学校	12年以上	14年以上
その他	14年以上	

3 資格要件の審査

登録を受けようとする作業道作設部門について、5の科目に係る筆記試験を受けて頂きます。

4 申込期間

令和元年7月1日(月)~8月31日(土) (消印有効)

締切日の消印有効締切日を過ぎたものは受理しませんのでご注意ください。

* 書類に不備のある場合、受付されず返送する場合や再提出をお願いする場合がありますので日程に余裕をもってお送りください。

5 筆記試験

(1) 筆記試験科目

①森林施業と作業システム、②作業道の路線選定、③作業道の作設の3科目です。

(2) テキスト

作業道作設に係る参考テキストです。

図 書 名	出 版 社	単 価
① 実践経営を拓く 林業生産技術ゼミナール	全国林業改良普及協会	3,888
② 作業道 路網計画とルート選定	〃	3,456
③ 作業道ゼミナール 基本技術とプロの技	〃	3,780
④ 写真図解 作業道づくり	〃	2,700
⑤ 図解これならできる山を育てる道づくり	農山漁村文化協会	2,006
⑥ 森林作業道づくり	フォレスト・サーベイ	2,160

(注) 「⑥森林作業道づくり」は、フォレスト・サーベイが研修教材として作成したテキストであり、一般の市販図書としては扱っていません（受講生が、ご自身で個別に購入することはできません）。

(3) 参考テキストのうち、「⑥森林作業道づくり」については、当協会では取り扱いができません。

- * このテキストを購入希望される方は、そのテキスト名を林業技士登録資格認定申請書（様式2-2）の余白に記入のうえ、その金額と審査手数料を合せた額を納入してください。購入希望のテキストは、申請締切後9月中旬に各申請者に送付します。
- * その他の図書を入手したい方は、ご自身で購入してください。

(4) 筆記試験は、11月11日（月）、1日間、東京都内で行ないます。

- * テキスト等の持ち込みはできません。

6 資格要件審査の申し込み

(1) 申込先

〒102-0085 東京都千代田区六番町7

一般社団法人 日本森林技術協会 林業技士事務局

問合せ：TEL 03-3261-6692、FAX 03-3261-5393、E-mail：jfe@jafta.or.jp

- * 受講申込書および募集案内は、当協会ホームページ（<http://www.jafta.or.jp>）からダウンロードできます。また、上記資料を請求される場合は140円の切手を貼付した送付先記入の返信用定形封筒（角2号 24×33.2cm）を同封のうえ請求してください。

(2) 提出書類

ア 林業技士登録資格認定申請書（作業道作設部門は様式2-2）

（I.養成研修とは異なります。ご注意ください。）

※ 「作業道作設」部門について：

作業道作設の実務経歴欄には担当した作業道作設の工事名、工事期間（従事期間）、作設延長、発注者を略記してください。作業道作設に関する業務は、当該業務のみとし、林道・治山等の工事は含みません。作業道作設の実務経験年数は5年以上、作設延長はおおむね20km以上とします。

また、担当した作業道の一つ挙げて、その工事名や施工内容を記入した添付資料「担当した作業道と施工内容」（写真を含む）を添付し、提出して下さい。

記載項目は、「①幅員等、②縦断勾配、曲線半径、③切土、盛土、④排水、⑤その他」とし、項目ごとに「崩れにくい道づくりのため、貴方が実際に施工した内容と注意したポイント」を記述して下さい（写真を添付のこと）。

イ 添付書類

「指導者研修」の受講者に該当する場合、その受講状況を確認できる資料（例：指導者研修の修了証の写し）

ウ 写真

6ヶ月以内に撮影した縦4cm、横3cm、上半身正面無帽のものを、受講申込書の右上隅に糊付けしてください。

エ 資格要件審査手数料、テキスト代の払込済票写（申請書裏面の所定の位置に貼り付けて下さい。）

- * 受理された書類・添付物はお返しできません。振込票など必要に応じてコピーをお送りください。
- * 書類に不備のある場合、受付されず返送する場合や再提出をお願いする場合がありますので日程に余裕をもってお送りください。

(3) 資格要件審査手数料等の振込

ア 手数料(税込)等

資格要件審査手数料	32,400 円
テキスト代	所要代金

- * 資格要件審査の申込みと同時に、資格要件審査手数料とテキスト代を銀行又は郵便振替により納入してください。また、一旦納入された資格要件審査手数料は、当協会の責任により審査を受けることができなかつた場合を除き返還しませんのでご承知おきください。

イ 手数料等の払込先

・銀行：三菱UFJ銀行 麴町中央支店

口座名 一般社団法人日本森林技術協会 口座番号 (普) 0023886

・郵便振替：

加入者名 一般社団法人日本森林技術協会 振替口座番号 00130-8-60448

※ なお、林業技士の資格要件審査では、「森林土木部門」も申請の受付を行っています。（申込期間は同じです。②頁4項参照）